

# 第5回公衆衛生委員会の会議概要

## (公衆衛生部会常設委員会)

**I 日時** 平成19年10月15日(月) 13:30～16:30

**II 場所** 日本獣医師会・会議室

### III 出席者

**【委員】** 浅田恒夫 福井県獣医師会 (福井県衛生環境研究センター保健衛生部長)  
(五十音順) 池田忠生 東京都獣医師会理事 (日本大学医学部准教授)  
廉林秀規 全国公衆衛生獣医師協議会長 (東京都動物愛護相談センター多摩支所長)  
品川邦汎 岩手大学農学部教授  
長濱伸也 大阪府獣医師会理事 (大阪府健康福祉部食の安全推進課流通監視グループ総括主査)  
檜崎 茂 北海道獣医師会理事 (北海道早来食肉衛生検査所長)  
丸山総一 神奈川県獣医師会 (日本大学生物資源科学部教授)  
宮川昭二 厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長補佐  
宮崎 繁 高知県獣医師会理事 (高知県須崎福祉保健所食品・衛生課長)  
山縣 宏 山口県獣医師会 (山口県防府看護専門学校講師)  
森田邦雄 日本獣医師会理事  
和佐 敏 宮崎県獣医師会 (宮崎県日向食肉衛生検査所主任)  
渡辺正幸 秋田県獣医師会理事 (秋田県生活衛生営業指導センター専務理事)

**【本会】** 山根義久 (会長)、大森伸男 (専務理事) ほか

### IV 議 事

- 1 職域別部会の運営等 (説明)
- 2 副委員長の選任 (協議)
- 3 委員会報告の取りまとめと対応の経過等 (報告)
- 4 委員会における検討事項 (協議)  
公衆衛生公務員獣医師の職域の確保と職域への人材誘導

### V 会議概要

開会に当たり、山根会長から次の趣旨の挨拶があった。

- (1) 公衆衛生委員会委員への就任を謝す。
- (2) 先般、9月18日に関係4省庁 (農林水産省、厚生労働省、文部科学省、環境省) の担当課長及び室長等と「獣医師の需給対策等に関する懇談会」を開催した。
- (3) その席上で、都道府県等の公衆衛生獣医師職員を確保することが困難な状況が報告され、獣医学系大学における獣医公衆衛生関係分野の魅力について教育する必要性が指摘された。

(4) 本委員会では、公衆衛生公務員獣医師の確保対策等について議論いただきたい。

## 1 職域別部会の運営等（説明）

事務局から、委員紹介が行われた後、大森専務理事から、資料に基づき本委員会の組織上の位置づけ、委員構成、職域別部会運営規程等の説明が行われた。

## 2 副委員長の選任（協議）

森田委員長から廉林秀規委員を副委員長に推薦され、全会一致で承認、選任された。

## 3 委員会報告の取りまとめと対応の経過等（報告）

森田委員長から、資料に基づき前期の公衆衛生委員会の報告書等を踏まえ、平成 19 年 9 月 10 日付で厚生労働省健康局長に対して「地域における共通感染症対策の整備・充実」について要請活動を実施した旨が説明された。

その中で、「公衆衛生部門と家畜衛生部門の連携のあり方」に関連して、先般、乳牛にブルセラ病の感染が疑われた際、業者は保健所の指導により、検査のための採材日に遡り、出荷された乳製品を自主回収することとなり、大変な損害を被った。今後、疑陽性が出た時点で搾乳、出荷を停止するような体制の整備が必要である旨が補足説明された。

## 4 委員会における検討事項（協議）

### (1) 検討テーマ「公衆衛生公務員獣医師の職域の確保と職域への人材誘導」

森田委員長から、本委員会の検討テーマが示され、次に大森専務理事から、本会のテーマに対する問題意識（職域誘導、教育体制整備及び処遇改善）として、①産業動物、小動物、家畜衛生の各委員会報告書を踏まえた、要請書「家畜衛生対策をはじめとする動物医療関係施策の整備充実について」の中で、産業動物診療獣医師・家畜衛生公務員獣医師とともに確保対策を農林水産省あて依頼し、さらに②9月18日に開催された「獣医師需給に係る関係者懇談会」で示した「獣医師及び動物医療を巡る当面の課題と対応の方向」の中で、食品衛生等公衆衛生分野の課題として、と畜検査業務における獣医師専門職の役割と立場（専門職の役割（職域確保）及び公務員獣医師の確保難）等を訴える一方、③全国公衆衛生獣医師協議会及び全国家畜衛生職員会並びに本会で構成する「三者協議会」での検討結果を「公務員獣医師への就業の促進と処遇の確保等」として、地方獣医師会へ通知するとともに、関係省庁等へ指導を依頼する等対応した旨が補足説明された後、続いて農林水産省の「獣医師の需給に関する検討会報告書」の概要が説明された。

これに対して、農林水産省の報告書では、公務員獣医師が年々減員しているが、多くの自治体が獣医師の欠員を募集しても応募者がいないため、やむを得ず他職種の人材を登用するに至った経緯を踏まえた考察がなされていない旨の意見が出された。

### (2) 公衆衛生委員会における検討テーマに係る協議課題（案）

各委員から、協議課題（案）について、大要次のとおり現状説明及び意見交換がなされた。

ア 公衆衛生公務員獣医師の現状（厚生労働省及び都道府県における公衆衛生公務員獣

医師需給の動向等)

- a 北海道では、現在、公衆衛生獣医師 321 名（男 217 名、女 104 名）で、保健所が主な勤務先であるが、食肉衛生検査所、衛生研究所、県立医科大学等の職員の他、動物管理、感染症業務にも携っている。平成 18 年度は、年 2 回各 25 名程度募集したが、応募者は募集数を大きく下回り、採用者の合計は予定の 3 割に満たない状況であった。現在、応募者がなくとも臨時職員等で対応する他、行政のスリム化により欠員として積みかさねており、獣医師の業務に他職種は登用してない。しかし、平成 19 年 5 月時点での公衆衛生獣医師の欠員数は 28 名で、23 年までに毎年、約 10 名前後が退職する予定であり、すでに限界に来ている。
- b 秋田県は、知事の人員削減の方針によりこの 4、5 年は獣医師の採用がなく、新規職員の採用は未定である。秋田市が中核市となってから、食肉衛生検査所に職員を出向させている。
- c 関東においては、茨城県、群馬県、埼玉県等で試験に合格しても採用を辞退する者がおり、なぜこのような状況になるのか、調査する必要がある。
- d 東京都では、獣医師の定数が 133 名に対し現員数は 153 名であり、過去に様々な職種の獣医師を採用した経緯があるため、現在は定数を上回っている。基本的にと畜検査、動物関係業務に従事し、残った人員が食品監視に配置されている。なお、獣医学教育 6 年制に以降後、獣医師は専任の職種に配置するという方針である。なお、職員は毎年募集し、相応の応募者を得ている。
- e 福井では、数年に一度採用している。公衆衛生獣医師は 18 名であるが、平均年齢が高く、団塊世代の定年退職が見込まれている。
- f 近畿では、地域差があり、大阪府、大阪市、兵庫県は募集すれば相応の応募者はあるが、他県は難しいようである。一方、府内の政令市、中核市は少数の募集だが採用者がある。府では、この 20 年来、公衆衛生は獣医師と薬剤師のみ採用しており、今後、団塊の世代の退職で、農芸、水産分野の出身者がいなくなる。人事部局では、食品衛生分野は専門の獣医師が必要という観点から、薬剤師より獣医師の採用を優先的に考慮している。獣医師の臨時職員も登用しているが、登録は少ない。
- g 山口県では、獣医師の他、農芸、水産、畜産分野の人材を登用している。獣医師が 6 年制になったということで処遇が考慮されることはない。
- h 高知県では、平成 19 年度採用なく、20 年度に 3 名採用の予定である。四国は、地元で獣医学系の大学がなく、募集しても応募者がいない状況である。
- i 九州では、各県とも獣医師が不足している状況である。宮崎県では、食肉衛生検査所の獣医師が不足しており、嘱託職員で対応しているが、うち 70 歳を超える獣医師が 9 名もいる。現員 98 名のうち 36 名が退職する予定であり、人事部局に採用を強く打診している。
- j 全国公衆衛生獣医師協議会が毎年実施している全国的な調査は、各県の採用の経緯等が異なっているため統一的な集約はできないが、平成 19 年度に採用された公務員獣医師 175 名のうち、女性が 105 名と多く、卒業者は 57 名と少ない状況であった。また全国を通じて、首都圏、都市部では相応の応募者はあるが、採用者は定数に及ばない状況であり、地方では、応募自体がないといった状況である。

イ 構成獣医師の育成（獣医学系大学における公衆衛生分野教育の現状と課題（講座、教官、実習内容状況等））

- a 獣医学系大学の中で、山口大学のみ公衆衛生の講座がなく、家畜衛生の教官が講義を行っている。地元自治体の人事部局では、国立大学に公衆衛生の講座が無いような状況で、公衆衛生公務員獣医師の待遇改善を図ることは困難であるとの見解を示している。
- b 近年、大学では、食品衛生学、共通感染症学、環境衛生学、動物愛護学等の研究室を設置する等して、公衆衛生学が枝分かれしている。従来純然たる公衆衛生学についても、毒性、野生動物等を専門とする教官が講義しなければならない状況にある。これは国立大学の教官数のあり方等と併せて、獣医学教育の整備・充実の問題として検討する必要がある。
- c 大学では、多くは同大学院での業績を有する人材を教官に採用しているが、同様に外部から公衆衛生分野の人材を登用するためには業績が必要となる。自治体の職員は多忙であり、一方、国の研究機関等の獣医師は少なく、公衆衛生の専門家を登用するのは困難な状況にある。
- d 公衆衛生は現場の実務で足りるとの認識もあるが、大学において研究という観点から学ぶことこそ重要である。大学側でも獣医師にとって公衆衛生分野の教育は重要と言及しつつ、何ら対策は講じていない。
- e 大学の教官不足の現状から、教官が多忙で満足に研究ができない実情に鑑み、現場の公衆衛生獣医師等に講義を依頼することも考慮する必要がある。
- f 大学側でも、日本獣医学会の公衆衛生分科会及び獣医公衆衛生教育研修協議会で、今後の公衆衛生学の教育のあり方について協議しており、本委員会でも分科会の関係者に出席願ひ意見交換すべきである。

ウ 公衆衛生公務員獣医師の就業の推進

(ア) 獣医学系大学生への公衆衛生公務員獣医師への誘導推進（現場実習、広報）

- a 北海道では、募集対応として、大学訪問（説明会）、学生実習（食肉・食鳥検査、インターンシップの受入れ）、採用条件の緩和（年齢制限）、試験実施の改善（複数会場、休日日程、追加試験）等を実施しているが、北海道の学生は8割が本州出身者のため殆ど地元就職しない状況である。
- b 大阪府では、募集対策として、女性獣医師の産休制度の確立、採用年齢制限の延長等を実施しているが、都市部では採用後の処遇についても考慮する必要がある。
- c 多くの大学生が小動物志向であるため、入学以前に基礎知識として獣医師がBSE、鳥インフルエンザ等食の安全のため貢献している等、公衆衛生獣医師の職域を含め広報し、理解を深める機会を作る必要がある。
- d 厚生労働省の担当官も全国の大学を回り、学生の誘導に努めている。大学側でも卒業後、夢をもって公衆衛生分野に就業できるような指導をすべきである。
- e 大学卒業後、事前に公衆衛生分野の現状を理解せずに就職した獣医師が現実に直面し、退職するという事例もある。公衆衛生の業務は、講義では理解することは困難であり、学生に1週間程度の期間でインターンシップとして業務を体験できるシステムを構築すると良い。

- (イ) 公務員獣医師の就業の定着推進（現場教育、処遇改善）
- a 大学院においては、動物衛生分野の社会人が学位の取得のため入学する例はあるが、公衆衛生分野は転勤があるためか、入学者は少ない。今後、公衆衛生獣医師が自己研鑽に努め、学位を取得できるようなシステムを検討する必要がある。
  - b 一方、全国食肉衛生検査所協議会、全国食品衛生監視員協議会で研究発表したり、日本獣医公衆衛生学会での発表を積極的に獣医師会誌へ投稿する等して業績を積み上げ、公衆衛生獣医師が学位の所得に繋がるような環境の整備も必要である。
  - c 獣医師職員を採用後、10年間は、と畜検査業務と動物管理業務を往復させるような配置をする自治体では、その後、食品衛生業務に就くことは難しい。単に員数合わせでなく、獣医師が食品衛生業務に重要な役割を担っていることを踏まえ、色々な職種を学べるよう配置する必要がある。
  - d 自治体によっては、食鳥検査業務のため、出勤時間を早朝としたり、時間外手当削減のため、定時帰宅を励行する自治体等もあり、公衆衛生に携る獣医師として、職務の前後に、独自で調査、研究を行う、自己研鑽の環境が失われているように思われる。
  - e 前期委員会の報告書のように、動物管理センターでの疾病診断等ができれば、応募者は増加すると思われる。
  - f 自治体の本庁の衛生課長については、獣医師でなく、他分野の人材が多く登用されつつあり、これでは学生も落胆してしまう。バイオハザード等、獣医師以外の者が有事の際の危機管理に対応できるか疑問であり、獣医師こそ課長職に登用する必要がある。これについては、保健所長への登用と併せて全国公衆衛生獣医師協議会に登用の現状調査を依頼するとともに、課長職による人事採用計画等への助言等も考慮して、地方獣医師会から自治体への働きかけも必要である。
  - g 医師、歯科医師の公務員と比べると、歴然とした処遇の差があり、幾度となく本会から公務員獣医師の待遇改善を要請しているが、実現されていないのが現状である。
- エ 公衆衛生公務員獣医師のあり方（特に食肉衛生検査業務のあり方（職域の確保と整備・充実、獣医師会との連携を含む））
- a 公衆衛生獣医師は、各自治体において、本庁、食肉衛生検査所、衛生研究所、保健所、動管センター等に各々配置されるべきであり、お互いに連携をとり業務を行う必要がある。保健所、衛生研究所の獣医師が少なくなっている現状、獣医師を削減した後の行政対応ができて、公衆衛生の根幹を支える調査、研究等、本質的に公衆衛生の充実、発展を図るためには、獣医師は必要不可欠な存在である。例えば食肉衛生検査所において、今の食肉の現状を把握し、その展望を国民に示すことのできるのは、獣医師だけである。
  - b 獣医師は衛生学を学んでいるが、衛生分野の職員で、食品衛生の基本となる病原微生物を学んでいる者は少ない。病原微生物の危機管理の他、感染症を掌握し、かつ現場で的確に対応できるのは獣医師のみである。
  - c と畜検査については、今後、食鳥検査と同様、獣医師はスーパーバイザー的な役割で良いのか、それとも BSE 検査のように獣医師一人一人が検査するよう、数の力

も考慮し、人員は確保しておいた方が良いのか、議論する必要がある。

## VI まとめ

森田委員長から、宮川委員に今期報告書の全体取りまとめを担当いただき、次回までに今回の論点の再整理を依頼したい。次回は、平成20年1月17日に開催し、獣医学系大学の公衆衛生学研究室の教官3名に出席を得て、公衆衛生獣医師の養成について意見交換をしたい旨説明された。